

令和6年(モ)第1528号 証拠保全申立事件

(基本事件 令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件)

申立人(基本事件原告) 八木橋 健太郎

相手方(基本事件被告) 国

## 決 定

頭書の事件につき、当裁判所は、申立てを理由あるものと認め、次のとおり決定する。

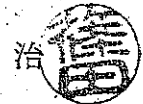
## 主 文

相手方に別紙目録記載の書類等を当裁判所へ送付する旨の囑託をする。

令和6年8月1日

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 篠 田 賢



裁判官 高 部 祐



裁判官 金 澤

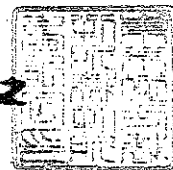


これは謄本である。

令和6年8月1日

東京地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 林 崇之





別紙

## 目 録

次の備薬使用簿（ただし、申立人に係る部分に限る）

- 1 喜連川社会復帰促進センター（以下「施設」という。）病棟に設置の2020年度分
- 2 施設病棟に設置の2021年度分
- 3 施設第45工場に設置の2021年度分
- 4 施設第4区1階（居室棟）に設置の2021年度分
- 5 施設第3区1階（昼夜居室棟）に設置の2021年度分
- 6 施設第3区1階（昼夜居室棟）に設置の2022年度分

以 上